



りそな銀行アジアニュース

2017年2月20日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

中国での中継貿易の外貨収支に関する審査の強化について

昨年、中国国家外貨管理局は中継貿易の外貨収支に関する審査を強化するため、二つ（「2016年7号」、「2016年103号」）の通達を公表した。基本的な内容としては中継貿易の外貨収支業務に関する審査を強化し、取引の真実性、合法性、合理性を確保するよう求めております。今年に入り、ある邦銀に対して窓口指導の形で、上記の内容について再徹底の要請もありました。

中継貿易の外貨収支に関する業務強化の内容について

対象業務内容	強化前の審査書類	強化後の審査書類
中継貿易（送金・信用状方式による外貨収支）	B/L（海運を含む各様式の運送証明書、海運証明書）の原本 空輸証明書の原本 宅急便/郵便（DHL、EMSなどを含む）の領収書の原本 上記の書類は公章印（社印）押印済のコピーも取扱可。	B/Lの原本のみ。 B/Lには所有者が売主から中継取引先を経由して買主まで移転したことを明示できる連続性のある裏書の提出が必要。
確認可能な転売（送金・信用状方式による外貨収支）	転売に関する書類の原本 公章印（社印）押印済のコピーも取扱可。	原本のみ。コピーの取扱不可。

以上

照会先:国際事業部（東京）電話 03-6704-2723

（大阪）電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。
* 禁無断転載